

## 新都市企業用地等情報提供制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内における企業立地を促進し、本市の産業振興及び労働者の雇用の安定に寄与するため、市内における企業等の立地に適した未利用の土地及び建物に係る情報を登録し、これを広く一般に提供する新都市企業用地等情報提供制度（以下「本制度」という。）の実施に関して、必要な事項を定める。

### (情報の要件)

第2条 登録する情報は、新都市総合計画、新都市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に反しない不動産の情報で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 売却又は賃貸を予定している未利用の土地並びに工場、倉庫、店舗及び事務所であること。
- (2) 市内に所在し、市税等の滞納がないこと。
- (3) 宅地建物取引業者と宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による媒介契約を締結していないこと。ただし、媒介契約を締結している宅地建物取引業者の同意を得ている場合はこの限りでない。
- (4) 土地の境界が明確であり、所有権等の権利について争いのないこと。
- (5) 1区画（一団の土地として利用可能な区域を含む。）の面積が、概ね2,000平方メートル以上であること。
- (6) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、当該権利の抹消が確実な場合は、この限りでない。

### (登録者の要件)

第3条 情報を登録することができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 情報を登録する不動産の所有者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体でないこと。

### (登録の申請)

第4条 情報を登録しようとする者は、登録申請書（様式第1）及び登録カード（様式第2）に係る書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に係る不動産が共有のときは、当該登録を申請しようとする者以外の所有者全員の同意書（様式第3）を提出しなければならない。

### (登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定したときは、登録結果通知書（様式第4）により、当該登録を申請した者に通知するものとする。

### (情報の提供)

第6条 市長は、前条の規定により情報を登録したときは、閲覧、ホームページその他適当と認める方法により第三者に提供するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 情報の登録の有効期間は、登録の決定の日の属する年度の末日とする。

2 情報は、更新することができる。この場合において、更新の手続きは第4条及び第5条の規定を準用する。

(登録の変更等)

第8条 情報を登録した者(以下「情報登録者」という。)は、登録の内容を変更し、又は登録を抹消しようとするときは、登録変更(抹消)届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録した情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条及び第3条の要件に反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、速やかに登録取消通知書(様式第6)により、情報登録者に通知するものとする。

(交渉)

第10条 登録された情報に係る不動産の買入れ、賃貸等を希望する者は、自らの責任において情報登録者と交渉するものとする。

2 市は、前項の交渉及び当該交渉に係る契約について関与せず、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。